小美玉市下水道事業における
「水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）」

実 施 方 針（案）

令和 8 年 10 月

小美玉市　都市建設部　下水道課

はじめに

この実施方針は、小美玉市(以下「市」という。)が実施を予定している『小美玉市下水道事業における「水の官民連携(ウォーターＰＰＰ)」』(以下「本事業」という。)の実施方針に記載を予定している事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に準じて、行うものである。

本事業の事業方式は、管理･更新一体マネジメント方式(レベル 3.5)の更新支援型とする。

本実施方針及び要求水準書(案)等に対し、民間事業者等より幅広く意見を受け付け、意見収集の結果等を踏まえて、本事業に係る実施方針及び募集要項等を策定する予定である。

目　次

第 1 事業概要 1
1-1. 事業概要 1

第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 5
2-1. 募集及び選定方法 5
2-2. 募集及び選定スケジュール 5
2-3. 応募者の参加資格要件 6
2-4. 審査及び選定手続き 9
2-5. 優先交渉権者選定後の手続き 9

第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 10
3-1. リスク分担の基本的な考え方 10
3-2. 事業の実施状況のモニタリング 10
3-3. 保険 10

第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 11
4-1. 対象施設の立地に関する事項 11

第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 12
5-1. 疑義が生じた場合の措置 12
5-2. 管轄裁判所の指定 12

第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 13
6-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 13

第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 14
7-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 14
7-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 14
7-3. その他の措置及び支援に関する事項 14

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 15
8-1. 実施に関して使用する言語及び通貨 15
8-2. 応募書類の作成等にかかる費用 15
8-3. 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見又は質問の受付 15
8-4. 連絡先及び情報提供 15

別　紙

項目	内容	頁
別紙 1	住民対応等業務の実施フロー	16
別紙 2	計画策定業務(更新計画策定)の実施フロー	17
別紙 3	リスク分担表	18
別紙 4	企業構成イメージ(例)	22
別紙 5	対象施設の概要	23
別紙 6	施設配置図	33
別紙 7	小美玉市公共下水道全体計画図(汚水)	35

用語の説明

用語	内容
PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
水の官民連携 （ウォーターＰＰＰ）	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業(コンセッション方式)」を併せた総称。
計画的維持管理	予防保全の観点から下水道事業で想定されるリスクを評価した上で、PDCA サイクルを通じて実践される維持管理。
点検	マンホールのふたを開けた上で、基本的に目視で管路施設の状況を把握し、異常箇所を早期に発見することを目的として実施する業務。
調査	施設の状態を詳細に把握することを目的として実施する業務。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業。
修繕	老朽化した施設又は故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行う作業。
補修	異常箇所の調整・修理・取替え等作業。
保守点検	目視や聴覚等の五感、各種計器の指示値及び簡易な工具・計測機器等を用いて、定期的に状態の把握・記録。また、消耗品の確認・補充・交換及び清掃。
ストックマネジメント	下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること
応募者	本業務に係るプロポーザルに応募する事業者
共同企業体(JV)	複数の企業により構成される企業グループ
代表企業	共同企業体を代表する企業で、本業務のプロポーザル参加資格の申請、手続きを行い、共同企業体の結成を行う企業
構成企業	応募グループを構成する企業
協力企業	事業者から業務の一部を受託する企業
業務責任者	当該業務に従事する者の技術上の指導監督を担う者
統括責任者	本事業の受託業務を統括的に管理する者
成果品	要求水準書に基づいて事業者が提出すべき提出図書の総称

第1　事業概要

1-1. 事業概要

(1)事業の名称

小美玉市下水道事業における「水の官民連携(ウォーターＰＰＰ)」

(2)公共施設等の管理者の名称

小美玉市長　島田　幸三

(3)事業の背景・目的

小美玉市の下水道事業は、昭和 63 年に旧美野里町、平成 10 年に旧小川町及び旧玉里村が、都市の健全な発展、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域の保全を図るため、都市計画を決定するとともに、事業計画の認可を受け、旧美野里町が平成 5 年、旧玉里村が平成 15 年、旧小川町が平成 16 年にそれぞれ供用を開始した。

その後、霞ヶ浦流総計画の変更に伴い上位計画である霞ケ浦湖北流域下水道のフレーム、汚水量等の変更がなされ、上位計画との整合を図りつつ事業計画区域の拡大を行ってきた。

令和 8 年度現在で事業着手から 36 年が経過し、下水道施設の老朽化が進行している。また、維持管理費用の増加､各種業務に対応するための執行体制の確保など､各課題への対応が必要な状況にある。

各課題への対応と解決のための方策として、本事業は、管路施設やポンプ場等を対象に、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした下水道施設の管理･更新一体マネジメントを実施し、市民サービス水準の維持及び持続可能な下水道事業の運営を目指すものである。

(4)本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりである。

① 管路施設(汚水管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水桝、取付け管)(汚水)
② マンホール形式ポンプ場(汚水)
③ 中継ポンプ場(汚水)
④ 流量計施設(汚水)
⑤ 水門機場(雨水)

(5)事業方式

本事業の事業方式は、水の官民連携(ウォーターＰＰＰ)の「管理・更新一体マネジメント方式(レベル 3.5)」(更新支援型)を採用する。

市との事業契約に基づき本事業を実施する事業者(以下、「事業者」という。)は、本事業の実施にあたっては、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施する。

(6)事業範囲

本事業における業務内容を**表 1** に示す。

表 1　本業務の対象業務(1)

業務項目	業務内容	主な業務内容
管路施設(汚水)		
計画的維持管理業務	点検	下水道ストックマネジメント計画に基づく管口カメラ点検、マンホール点検、マンホール蓋点検
	調査	下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール目視調査、本管 TV カメラ調査(事前洗浄含む)、潜行目視調査
住民対応等業務※1	点検	管口カメラ点検、マンホール点検、マンホール蓋点検 等
	調査	マンホール目視調査、本管 TV カメラ調査 等
	清掃	高圧洗浄車清掃工(揚泥車)、吸泥車清掃工(吸込車)、人力清掃、取付け管清掃 等
	軽微な補修	管きょ、マンホール、マンホール蓋等の不具合に対する、簡易的な調整・設置作業等
問題解決業務	水質検査	流域接続点の水質検査
計画策定業務※2	更新計画策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5 年毎]、 ※基本方針は当該年度の計画的維持管理業務と一体的に作業
	SM 計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5 年毎]
マンホール形式ポンプ場(汚水)		
維持管理業務	保守点検	定期点検(月次、年次)
	緊急対応	非常通報受電時の臨時点検、設備の清掃、軽微故障の修繕
	修繕	定期修繕
計画策定業務※2	更新計画策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5 年毎] ※基本方針は当該年度の維持管理結果を基に毎年度作業
	SM 計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5 年毎]
中継ポンプ場(汚水)		
維持管理業務	保守点検	定期点検(週次、月次、年次)
	清掃	ポンプ槽内清掃、除塵・除砂作業
	緊急対応	非常通報受電時の臨時点検、設備の清掃、軽微故障の修繕
	修繕	定期修繕
計画策定業務※2	更新計画策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5 年毎] ※基本方針は当該年度の維持管理結果を基に毎年度作業
	SM 計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5 年毎]
流量計施設(汚水)		
維持管理業務	保守点検	定期点検(年次)
	緊急対応	非常通報受電時の臨時点検、設備の清掃、軽微故障の修繕
	修繕	定期修繕
計画策定業務※2	更新計画策定	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画の策定[5 年毎] ※基本方針は当該年度の維持管理結果を基に毎年度作業
	SM 計画見直し	下水道ストックマネジメント全体計画の見直し[5 年毎]
水門機場(水門ゲート)(雨水)		
維持管理業務	保守点検	定期点検、軽微故障の修繕、消耗品交換、場内清掃・整備

※1 管路施設の住民対応等業務の実施フローは**別紙 1** を参照。

※2 計画策定業務の更新計画策定の作業範囲は**別紙 2** を参照。

表１　本業務の対象業務(2)

業務項目	業務内容	主な業務内容
その他(全施設共通)		
統括管理業務	一元管理	一元的な業務管理
	受託者間・関係機関との調整等	各種会議の開催(委託者向け、JV 企業間)、 関係機関との調整及び書類のとりまとめ
	工程管理	業務計画、定例会議(3 か月毎)
	セルフモニタリング	セルフモニタリング実施計画書の作成、履行確認の対応、提案事項への対応、報告書の作成、継続的改善
	業務データ管理	業務のデータ管理
	事業管理	業務間での数量・予算の調整等
	業務改善	業務成果の分析と課題の整理・課題に対する改善提案、 品質向上・コスト削減・住民サービス向上への取組
	新たな社会課題への対応	次期の官民連携事業に向けた提案
	業務マネジメントの実践	効率的なデータ管理手法の提案・導入

(7)業務の再委託

以下に示す業務は、原則として再委託することができない。

① 表 1 に示す業務(統括管理業務を除く)のうち主たる業務

② 統括管理業務の全て

(8)事業期間

1)本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類(要求水準書及び提案書等)に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間は、引継ぎの期間(業務準備期間)とし、事業者は市より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努める。

表 2　事業実施スケジュール

項目	予定
事業契約の締結	令和 9 年度
引継ぎの期間	事業契約締結～令和 10 年 3 月 31 日
事業期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月 31 日(10 年間)
契約終了	令和 20 年 3 月 31 日

2)本事業締結後の引継ぎ期間の費用負担

事業者は、自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、市から業務の引継ぎを受ける。

3)業務の引継ぎ

市への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の 3 か月前には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など市に協力する。

(9)事業の負担範囲

市は、前述の**(6)事業範囲**の実施に要する費用を負担する。

第2　民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1. 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2-2. 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールは、概ね**表 3** に示すとおりとしている。

表 3　募集及び選定スケジュール（予定）

時期（予定）	内容
令和 8 年 10 月～11 月	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和 8 年 10 月～11 月	実施方針・要求水準書（案）に対する質問受付
令和 8 年 12 月	実施方針（変更版）の公表
令和 9 年 6 月	募集要項等の公表
令和 9 年 6 月	募集要項等に対する質問受付
令和 9 年 7 月	参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付
令和 9 年 8 月	資格審査結果の通知
令和 9 年 10 月	提案書類の提出
令和 9 年 10 月～11 月	提案書類の評価
令和 9 年 11 月	優先交渉権者の決定
令和 9 年 12 月	事業契約の締結
令和 10 年 1 月～3 月	引継ぎ期間
令和 10 年 4 月	事業開始

2-3. 応募者の参加資格要件

応募者の構成、応募グループに共通の参加資格要件、配置予定技術者の要件を以下に示す。

(1)応募者の構成

① 応募者は、複数の企業で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、１企業で複数の業務を兼ねることができる。

② 応募グループは、共同企業体(以下、「JV」という。)を設立する(別紙４参照)。

③ 応募グループは、維持管理業務、計画策定業務を担う企業等から構成されるグループとし、応募グループを構成する企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募手続きを行う。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにする。

④ 応募グループは、各業務をまとめる統括管理業務の統括責任者(各業務の業務責任者との兼務は不可)を代表企業から選任させる。なお、代表企業又は構成企業から任意で副統括責任者を選任することを可能とする。副統括責任者は、統括責任者の業務を補助する。

⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、変更を認める。

⑥ 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。

(2)応募グループに共通の参加資格要件

応募グループ(構成企業のすべて)の参加資格要件を以下に示す。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
② 小美玉市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
③ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、小美玉市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
④ 競争参加資格確認申請期限以前 2 年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
⑤ 競争参加資格確認申請期限以前 6 か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
⑥ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続の開始決定がされている者でないこと。
⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から 3 か月を経過している者であること。
⑧ 役員等(参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等(市暴力団排除条例(平成 24 年市条例第 8 号。以下「条例」という。)第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。
⑨ 暴力団(条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。)でないこと。
⑩ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
⑪ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
⑫ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
⑬ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
⑭ 市が発注した本事業のアドバイザリー業務を受託した者(中日本建設コンサルタント株式会社)と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)第 309 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう(以下、同じ)。
⑮ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において関連のある者でないこと。
⑯ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)、都道府県税及び市町村税について、未納がないこと。JV を構成する代表企業及びすべての構成企業は、この要件を満たすこと。

(3)各業務の業務責任者の配置要件

各業務には業務責任者を配置する。各業務における業務責任者の配置要件を以下に示す。

表 4 各業務における業務責任者の要件

業務名	業務責任者(統括管理業務は統括責任者)の要件
管路施設	
計画的維持管理業務	－
住民対応等業務	－
計画策定業務(更新計画案含む)	・照査技術者及び管理技術者は以下の①～③のいずれかの有資格者を配置 ①技術士(上下水道部門－下水道) ②技術士(総合技術監理部門－下水道) ③　ＲＣＣＭ(下水道部門) ・照査技術者と管理技術者の兼務不可
マンホール形式ポンプ場	
維持管理業務	－
計画策定業務(更新計画案含む)	・照査技術者及び管理技術者は以下の①～③のいずれかの有資格者を配置 ①技術士(上下水道部門－下水道) ②技術士(総合技術監理部門－下水道) ④　ＲＣＣＭ(下水道部門) ・照査技術者と管理技術者の兼務不可
中継ポンプ場	
維持管理業務	－
計画策定業務(更新計画案含む)	・照査技術者及び管理技術者は以下の①～③のいずれかの有資格者を配置 ①技術士(上下水道部門－下水道) ②技術士(総合技術監理部門－下水道) ③ＲＣＣＭ(下水道部門) ・照査技術者と管理技術者の兼務不可
流量計施設	
維持管理業務	－
計画策定業務(更新計画案含む)	・照査技術者及び管理技術者は以下の①～③のいずれかの有資格者を配置 ①技術士(上下水道部門－下水道) ②技術士(総合技術監理部門－下水道) ③ＲＣＣＭ(下水道部門) ・照査技術者と管理技術者の兼務不可
水門機場(水門ゲート)	
維持管理業務	－
その他(全施設共通)	
統括管理業務	－

※ 同一技術者が管理技術者あるいは照査技術者として複数業務を担当することは可能である。

(4)業務履行上の関係法令に基づく有資格者の配置

事業者は、関係法令に基づき、本業務の履行に必要な以下に例示する有資格者を配置する。なお、有資格者の人員を選定・変更した際には、市に届け出る。なお、複数の有資格者を同一の者が兼ねても良い。

① 下水道法施行令第 15 条の 3 の該当者
② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
③ その他関係法令上必要な資格の有資格者

(5)参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、代表企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知する。

2-4. 審査及び選定手続き

(1)事業者選定委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる(仮称)ウォーターＰＰＰ選定委員会(以下、選定委員会という。)を設置する。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や提案書等の審査及び評価などを行う。選定委員会の委員は今後公表する募集要項等に示す。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

(2)審査方法

第一次審査及び第二次審査の 2 段階で資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等において示す。

(3)審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

(4)公募の取り消し

事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すことがある。この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2-5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1)優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、JV の設立や事業契約の締結準備と並行して、市と業務内容について協議を行うことができる。

(2)事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書(案)の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。

第3　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1. リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

このリスク分担の考え方及び「ＰＦＩ事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、現時点で想定しているリスクとその概略を**別紙 3** にリスク分担表として示す。

なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、事業契約書(案)などに詳細を規定する。

3-2. 事業の実施状況のモニタリング

(1)モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市による行政モニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書(案)に示す。

3-3. 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要に応じて加入する。

第4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1. 対象施設の立地に関する事項

(1)対象の概要等

本事業の対象施設の概要は、以下のとおりである。対象施設の概要は**別紙 5** に、対象施設の配置図は**別紙 6** に、小美玉市公共下水道全体計画図(汚水)は**別紙 7** に示す。

表 5　対象施設の概要

対象施設	数量	所在地	備考
管路施設 (汚水)	268.0km (公共 208.3km、特環 59.7km)	**別紙 6 参照**	
マンホール形式ポンプ場 (汚水)	107 基	**別紙 6 参照**	
中継ポンプ場 (汚水)	2 施設	①　小美玉市羽鳥地内 ②　小美玉市羽鳥地内	①下高場中継ポンプ場 ②脇山中継ポンプ場
流量計施設 (汚水)	11 基	**別紙 6 参照**	
水門機場(水門ゲート) (雨水)	1 施設	小美玉市小川 956 地先	

※令和 7 年度時点の施設情報

(マンホール形式ポンプ場は、令和 9 年度までに竣工予定の 5 基を含む)

第5　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5-1. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市は事業者と誠意をもって協議し、これを定める。

協議の方法等については、事業契約において定める。

5-2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、東京高等裁判所管内の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、その発生の事由ごとに、次の措置をとる。

(1)事業者事由解除

1)解除事由

① 事業者が事業契約上の義務に違反する等事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、事業契約を解除することができる。

② 倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

2)解除措置

事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2)市事由解除又は終了

1)事業契約の解除

① 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6か月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。

② 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

2)解除又は終了措置

市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3)不可抗力解除又は終了

1)解除又は終了事由

① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は事業契約を解除する。

2)解除又は終了措置

不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者に生じた損害は市が負担し、事業者に損害賠償は行わない。

第7　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによる。

7-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

7-3. その他の措置及び支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、市は必要な許認可等について必要に応じて協力する。また、法令の改正等によりその他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第8　その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1. 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

8-2. 応募書類の作成等にかかる費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

8-3. 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見又は質問の受付

(1)受付期間

令和8年11月2日(月)午前9時から令和8年11月19日(木)午後5時まで

(2)提出方法

実施方針及び別添の要求水準書(案)に関して質問又は意見がある場合には、質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、『様式1(実施方針等に関する質問・意見書)』に記入の上、提出する。

使用するソフトは「Microsoft Excel」、提出ファイルはExcelファイル形式とし、ファイル名は提出事業者名とすること。

(3)提出先

提出フォーム：https://logoform.jp/form/nfRZ/1874425

(4)質問書・意見書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問及び意見のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、後日市のホームページにおいて公表する。

8-4. 連絡先及び情報提供

(1)連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

中日本建設コンサルタント　東京事務所　技術部
担　当：三村、千葉、若宮
住　所：〒102-0076　東京都千代田区五番町14
電　話：03-5213-4816
E-mail：wppp-omitama@nakanihon.co.jp

(2)情報提供

本事業に関する情報提供は、小美玉市ホームページ等を通じて適宜行う。

小美玉市下水道課ホームページ：https://www.city.omitama.lg.jp/0017/info-0000001152-0.html
水の官民連携ホームページ：https://www.city.omitama.lg.jp/0114/info-0000012002-0.html

別紙1　住民対応等業務の実施フロー

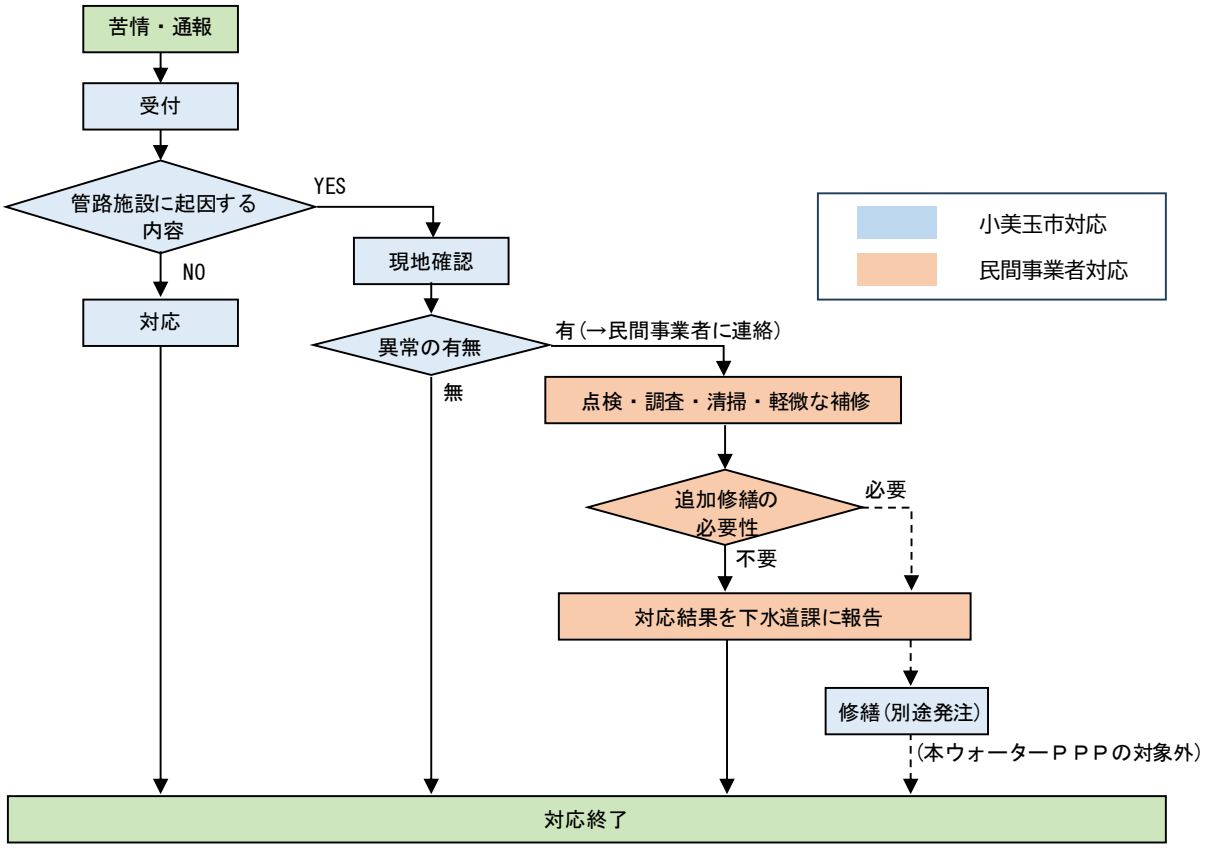


図１　住民対応等業務（管路施設）の実施フロー図

別紙2　計画策定業務（更新計画策定）の実施フロー

計画策定業務（更新計画策定）の実施フローは下図のとおりである。なお、見出し項目にある【第○章第○節】は「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版」の目次項目に該当するものである。全体計画の見直しは、①・②・③・④・⑤の範囲を対象とする。

また、事業者は当該年度毎に点検調査する管路施設に対して、⑦修繕・改築計画の策定のうち「基本方針の策定」を一連の流れで作業する。

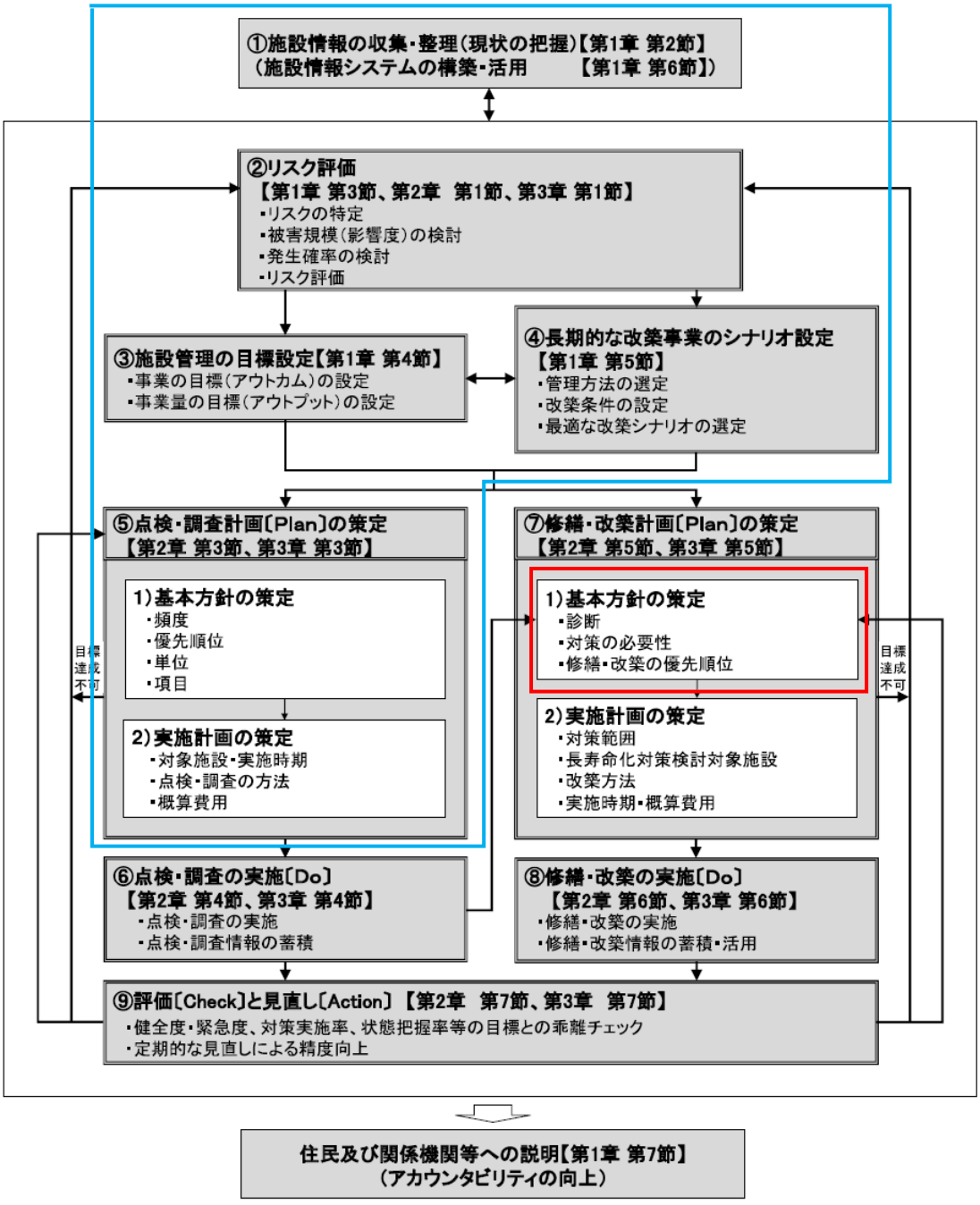


図 2　計画策定業務（更新計画）の実施フロー図

全体計画の見直しの範囲

当該年度の点検調査と一連の流れで作業

※修繕・改築計画は 5 年毎に策定

別紙3　リスク分担表

負担者の凡例

○　：リスクを負担することを示す。

(○)：リスク事象の状況により、負担者と負担割合が変更する可能性があることを示す。

表 6　リスク分担表(1)

段階・区分		番号	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
					市	事業者	
共通	制度	1	法令等変更	事業者にのみ適用される法令・通知の変更であって、事業者に不当な影響を及ぼすもの	○		事業者のリスクを低減させ民間企業の参入意欲を喚起する観点から、市が一定の救済措置を講じる。条例等変更の場合は市と事業者で協議する。
				上記以外で下水道法をはじめとする各事業に直接関係する法令・通知等の変更	○	○	市及び事業者に生じた損失は、各自負担する。
				上記以外(広く一般的に適用されるもの)		○	
		2	税制変更	当該事業に直接関係するもの	○		消費税率変更、新税による増加費用など。
				上記以外(広く一般的に適用されるもの)		○	法人税率の変更など。
		3	許認可	市が取得する必要がある許認可	○		
				事業者が業務実施上、取得が必要となる許認可		○	
	社会	4	住民対応等	事業の推進及び施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○		
				事業者の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等	(○)	○	市も共に対応する方が解決しやすい場合もあるため、内容によっては市も対応する。
		5	第三者損害	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○		騒音、悪臭、振動、電波障害など。
				施設の存在自体によるもの	○		
				事業者の行為に起因するもの		○	
		6	環境問題	事業者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題		○	
				施設の存在そのものに起因する環境問題	○		
	経済	7	金利・為替変動	資金調達に伴う利息の増加(サービス対価の変更の規定の範囲内の場合)		○	
				資金調達に伴う利息の増加(サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合)	○		

表 6　リスク分担表(2)

段階・区分		番号	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
					市	事業者	
共通	経済	8	物価変動	サービス対価の変更の規定の範囲内の場合		○	物価の変動に起因する事業者負担コストの増減に関しては、原則として、事業者が負う。 ただし、必要に応じてサービス対価の変更を行う。
				サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合	○		
		9	資金調達	事業者が調達する業務実施に必要な資金		○	
				市側で調達する資金	○		
	その他	10	不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、市側(国費負担)で負担する。
				指定する保険により対応可能な範囲		○	市が予め指定する保険により対応可能な範囲は、事業者が負担する。
		11	業務遂行の中断・不能	事業者の要因に基づくもの		○	
				上記以外	○		
		12	計画･仕様変更	市側の事由に起因するもの	○		事業者が負担する費用が著しく増減する場合、市と事業者はサービス対価の変更について、協議を行う。
				事業者側の事由に起因するもの		○	
		13	知的財産権侵害	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
	その他	14	情報の漏洩	市の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○		
				事業者の帰責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
		15	政策転換	市の政策変更による事業の変更、中断、中止など	○		
維持管理		16	施設損傷	適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの		○	
				市側の業務に起因するもの	○		
				上記以外のもの		○	

表 6　リスク分担表(3)

段階・区分		番号	リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク対応の考え方
					市	事業者	
維持管理		17	技術革新	事業者が採用した技術での追加費用		○	
				市の指示等による採用技術での追加費用	○		
		18	要求水準未達	維持管理業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○	
		19	業務内容変更	市の指示による維持管理業務の変更	○		
		20	維持管理費の変動	市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○		
				事業者の事由による事業内容等の変更等に起因する維持管理費の変動		○	
その他	契約前	21	公募手続	募集要項等の応募手続の誤り	○		
		22	提示資料	募集要項等の提示資料の誤り	○		
		23	応募費用負担	応募に係る費用の負担		○	
		24	契約の未締結、遅延	市の帰責により契約締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○		
		25	事業開始の遅延	市の事由による事業開始の遅延	○		市の手続き遅延など
				事業者の事由による事業開始の遅延		○	事業者の手続き遅延など
				不可抗力等による事業開始の遅延	○		
	事業終了	26	契約解除	事業継続の必要がなくなった場合	○		
				事業者の債務不履行、不遵守等		○	
				市側の事由により業務の継続履行が困難になった場合	○		
				事業者側の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○	
		27	事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	

リスク分担表の補足説明

1. 不可抗力

① 市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる天災(豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等)、人為的事象(戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染等)、その他(放火、第三者の悪意及び過失など)、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象(以下「不可抗力」という。)が生じた場合又は発生の恐れがある場合、事業者は直ちにその内容を市に通知する。

② 市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務がある。

③ 市は事業者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった事業者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。

④ 市と事業者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

⑤ 不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する。

2. 物価の変動

物価の変動に起因するコストの増減に関しては、インフレスライド(資本的支出)や物価指数による変更(収益的支出)などを用い、市と事業者が協議し双方の合意により決定する。

3. 国補助金制度の変更等

国補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上、契約継続等に向けた措置を講ずる。国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と事業者は協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則とする。

別紙4　企業構成イメージ(例)

本事業の事業方式は、管理･更新一体マネジメント方式(レベル 3.5)の更新支援型とする。

応募者のグループ構成について、代表企業・構成企業・協力企業の本市との関わり方は、次のとおりである。

① 市は、応募グループが組成する JV と事業契約を締結する。
② 応募グループは、維持管理業務、住民対応等業務、計画策定業務を担う構成企業から構成されるグループとする。
③ 応募グループは、代表企業を定めるとともに代表企業の中から各受託業務の管理・本事業の運営を担う統括責任者を選任する。応募グループは、代表企業又は構成企業の中から統括管理業務を補助する副統括責任者の選任を可能とする。
④ 応募グループは、協力企業へ受託業務を再委託することができる。なお、再委託不可な業務は、以下のとおりとする。
- **表 1** に示す業務(統括管理業務を除く)のうち主たる業務
- 統括管理業務の全て

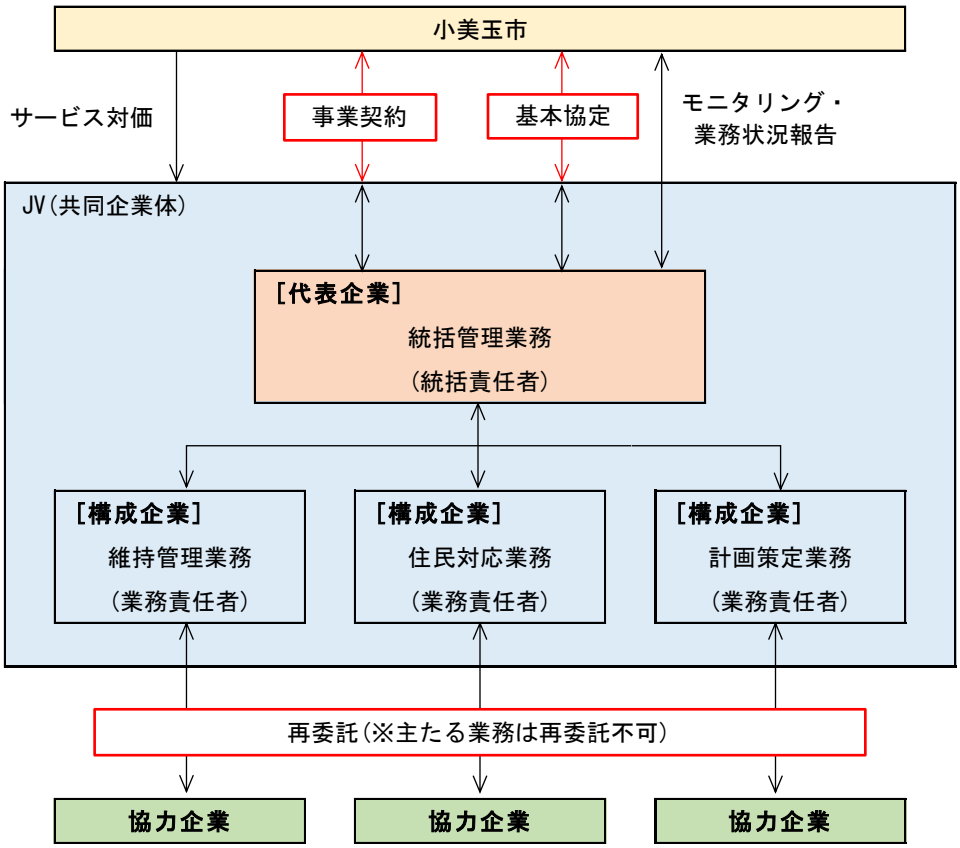


図 3　企業構成イメージ図

別紙5　対象施設の概要

1. 管路施設

表 7　管路延長(汚水)

施工年度		公共			特環	合計		備考
		美野里	小川	合計	玉里	単年度	累計整備延長	
昭和45年	1970	3967.6	0.0	3967.6	0.0	3967.6	3967.6	団地造成に伴い帰属を受けたもの
平成元年	1989	356.4	0.0	356.4	0.0	356.4	4324.0	
平成2年	1990	2606.9	0.0	2606.9	0.0	2606.9	6930.9	
平成3年	1991	4176.5	0.0	4176.5	0.0	4176.5	11107.4	
平成4年	1992	1097.4	0.0	1097.4	0.0	1097.4	12204.8	
平成5年	1993	11660.7	0.0	11660.7	0.0	11660.7	23865.5	
平成6年	1994	4577.3	0.0	4577.3	0.0	4577.3	28442.8	
平成7年	1995	6337.4	0.0	6337.4	0.0	6337.4	34780.2	
平成8年	1996	3761.8	0.0	3761.8	0.0	3761.8	38542.0	
平成9年	1997	5283.0	183.2	5466.2	0.0	5466.2	44008.2	
平成10年	1998	4030.6	625.9	4656.5	1235.3	5891.8	49900.0	
平成11年	1999	4852.3	1306.4	6158.7	2282.2	8440.9	58340.9	
平成12年	2000	3917.6	2277.3	6194.9	5042.8	11237.7	69578.6	
平成13年	2001	10516.9	2807.6	13324.5	2748.7	16073.2	85651.8	
平成14年	2002	5428.0	3395.1	8823.1	3810.4	12633.5	98285.3	
平成15年	2003	9727.9	5281.2	15009.1	3716.4	18725.5	117010.8	
平成16年	2004	5370.3	4325.9	9696.2	2033.4	11729.6	128740.4	
平成17年	2005	8289.7	2416.6	10706.3	3725.7	14432.0	143172.4	
平成18年	2006	7581.0	3873.2	11454.2	1634.1	13088.3	156260.7	
平成19年	2007	5546.4	6121.4	11667.8	2843.4	14511.2	170771.9	
平成20年	2008	2828.6	6941.1	9769.7	2895.0	12664.7	183436.6	
平成21年	2009	3419.2	2703.5	6122.7	2588.2	8710.9	192147.5	
平成22年	2010	2844.7	1326.7	4171.4	2243.0	6414.4	198561.9	
平成23年	2011	3243.6	1653.2	4896.8	4073.8	8970.6	207532.5	
平成24年	2012	3092.6	932.8	4025.4	1424.2	5449.6	212982.1	
平成25年	2013	2018.6	7268.2	9286.8	1684.3	10971.1	223953.2	
平成26年	2014	1719.3	628.8	2348.1	1626.9	3975.0	227928.2	
平成27年	2015	1638.9	770.0	2408.9	3599.9	6008.8	233937.0	
平成28年	2016	1997.3	164.7	2162.0	590.6	2752.6	236689.6	
平成29年	2017	2896.5	47.8	2944.3	1518.5	4462.8	241152.4	
平成30年	2018	1850.0	919.0	2769.0	745.6	3514.6	244667.0	
令和1	2019	2877.8	43.8	2921.6	1069.5	3991.1	248658.1	
令和2	2020	2163.1	50.2	2213.3	1666.3	3879.5	252537.7	
令和3	2021	1136.6	227.8	1364.4	1246.4	2610.8	255148.5	
令和4	2022	991.2	607.9	1599.1	683.1	2282.2	257430.7	
令和5	2023	2380.5	133.5	2514.0	1080.2	3594.2	261024.9	
令和6	2024	1525.5	1265.9	2791.4	438.0	3229.4	264254.3	
令和7	2025	925.4	1423.0	2348.4	1450.1	3798.5	268052.8	

(単位:m)

2. マンホール形式ポンプ場

表 8　マンホール形式ポンプ場リスト

番号	施設名	ポンプ仕様・台数	地区	所在地
1	北浦 No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市納場 797-6
2	北浦 No1 マンホールポンプ場	φ100×5.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽刈 240-2
3	羽刈 No1 マンホールポンプ場	φ80×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽刈 49-2
4	羽刈 No2 マンホールポンプ場	φ80×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽刈 2910-2
5	遠州池マンホールポンプ場	φ100×5.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽刈 292-1(遠州池南東)
6	江戸住宅マンホールポンプ場	φ80×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市江戸 90-194
7	江戸マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市江戸 3-4
8	五万堀マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽刈 420
9	張星マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市張星 452
10	花館 No591-1 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 3042-8
11	花館 No32 マンホールポンプ場	φ80×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 3048-2
12	花館 No575-1 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 3033
13	花館 No574-1 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 3034-1
14	花館 No6 マンホールポンプ場	φ50×0.4kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 3068 付近
15	花館 No5 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2892-1
16	脇山 No4 マンホールポンプ場	φ50×0.4kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2352-404 付近
17	脇山 No3 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2352-138 付近
18	旭区 No2 マンホールポンプ場	φ80×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2829
19	脇山 No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2352-220
20	旭区 No1 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2848
21	旭区 No3 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2834
22	東平 No2 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2654-8
23	東平 No1 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2738-464
24	駅前 No1 マンホールポンプ場	φ80×5.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 296-1
25	駅前 No2 マンホールポンプ場	φ80×5.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 245-1
26	羽鳥 No277-1 マンホールポンプ場	φ80×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2030-3
27	宮前マンホールポンプ場	φ80×3.7kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 3190-7
28	高場 No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2042-17
29	脇山下マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 2366-4
30	高場 No2 マンホールポンプ場	φ80×5.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 1739-4
31	高場 No3 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 1906
32	十二所 No3 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 1708
33	十二所 No4 マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 1703-2
34	大谷 No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市大谷 809-1
35	十二所 No6 マンホールポンプ場	φ65×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 1707-2
36	小曽納マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市小曽納 464-5
37	大谷 No1 マンホールポンプ場	φ150×15kw×2 台	美野里地区	小美玉市大谷 999-2
38	花野井 No1 マンホールポンプ場	φ65×2.2kw×2 台	美野里地区	小美玉市花野井 233
39	小曽納 No1 マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	美野里地区	小美玉市小曽納 291-1

番号	施設名	ポンプ仕様・台数	地区	所在地
40	竹原 No1 マンホールポンプ場	φ150×18.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原 2516
41	花野井 No2 マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	美野里地区	小美玉市中台 800
42	金谷久保 No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 1522
43	竹原 No2 マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原 2317-2
44	竹原 No3 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原 2819
45	金谷久保 No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市羽鳥 560
46	竹原 No5 マンホールポンプ場	φ50×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原 39 番地先
47	竹原 No4 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原 1264-4
48	竹原下郷 No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原下郷 612 番地 1 先
49	竹原 No6 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原 573 番地
50	中台 No1 マンホールポンプ場	φ150×7.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市中野谷 744
51	竹原下郷 No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原下郷 343 番地先
52	花野井 No4 マンホールポンプ場	φ50×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市花野井 88-1 地先
53	花野井 No3 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市中台 230-2
54	中野谷 No1 マンホールポンプ場	φ150×7.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市中野谷 495-9
55	竹原下郷 No3 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	美野里地区	小美玉市竹原下郷 65-2 付近
56	中野谷 No2 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市中野谷 468-2
57	中野谷 No3 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市中野谷 501-129 付近
58	中野谷 No4 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	美野里地区	小美玉市中野谷 434-64
59	小川 No5 マンホールポンプ場	φ50×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市中延 354
60	小川 No3 マンホールポンプ場	φ65×2.2kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 1633
61	小川 No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 1833
62	小川 No7 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 676-10
63	小川 No2 マンホールポンプ場	φ80×5.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 618-3
64	小塙 No1 マンホールポンプ場	φ150×18.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小塙 84-1
65	幡谷 No1 マンホールポンプ場	φ100×5.5kw×2 台	小川地区	小美玉市幡谷 381-48
66	田中台 No1 マンホールポンプ場	φ80×3.7kw×2 台	小川地区	小美玉市幡谷 203-50
67	田中台 No2 マンホールポンプ場	φ80×3.7kw×2 台	小川地区	小美玉市幡谷 196-122
68	小川 No4 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 1683-2
69	小川 No6 マンホールポンプ場	φ65×2.2kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 432
70	野田 No1 マンホールポンプ場	φ150×7.5kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 2-2
71	小川 No8 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 39-1
72	野田 No3 マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 239-1
73	野田 No2 マンホールポンプ場	φ50×0.75kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 189
74	野田 No5 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 376-45
75	野田 No4 マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 156-38
76	野田 No6 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 594-1
77	野田 No7 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 283
78	百里 No3 マンホールポンプ場	φ80×3.7kw×2 台	小川地区	小美玉市川戸 1463-4
79	百里 No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市山野 1631-67
80	百里 No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市与沢 1604-81
81	山野 N01 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市外之内 482-11

番号	施設名	ポンプ仕様・台数	地区	所在地
82	川戸 N01 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	小川地区	小美玉市小川 262
83	川戸幹線 N01 マンホールポンプ場	φ150×7.5kw×2 台	小川地区	小美玉市野田 1-2 付近
84	大池マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	玉里地区	小美玉市高崎 1824-399
85	栗又四ケ No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2575
86	栗又四ケ No2 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2432-72
87	栗又四ケ No3 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2378-14
88	新田木谷 No1 マンホールポンプ場	φ65×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2078-1
89	中台 No1 マンホールポンプ場	φ50×0.75kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 46-3 付近
90	中台 No2 マンホールポンプ場	φ50×0.75kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 41-69 付近
91	中台 No3 マンホールポンプ場	φ50×0.4kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 46-13 付近
92	中台 No4 マンホールポンプ場	φ50×0.4kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 46-13 付近
93	中台 No5 マンホールポンプ場	φ50×0.4kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 46-13 付近
94	天神マンホールポンプ場	φ80×7.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 113-2 付近
95	松山マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 2615
96	大宮マンホールポンプ場	φ80×3.7kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 703-3
97	外山マンホールポンプ場	φ40×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 2733
98	金塚マンホールポンプ場	φ40×1.0kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 1443-2
99	亀塚マンホールポンプ場	φ80×5.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 1684-2
100	東前マンホールポンプ場	φ50×2.2kw×2 台	玉里地区	小美玉市田木谷 560
101	香取マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	玉里地区	小美玉市田木谷 318-1
102	鳥下マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市田木谷 91-1
103	新高浜 No1 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2315-1
104	新高浜 No2 マンホールポンプ場	φ65×0.75kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2314-2
105	高崎マンホールポンプ場	φ80×1.5kw×2 台	玉里地区	小美玉市高崎 695-4
106	みどり野 No1 マンホールポンプ場	φ65×2.2kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2061-19
107	第三東宝 N01 マンホールポンプ場	φ65×3.7kw×2 台	玉里地区	小美玉市栗又四ケ 2280-4 付近

※令和 7 年度時点の施設情報

(番号 57：中野谷 No3 マンホールポンプ場、番号 58：中野谷 No4 マンホールポンプ場、番号 82：川戸 N01 マンホールポンプ場、番号 83：川戸幹線 N01 マンホールポンプ場及び番号 107：第三東宝 N01 マンホールポンプ場は令和 9 年度までに竣工予定)

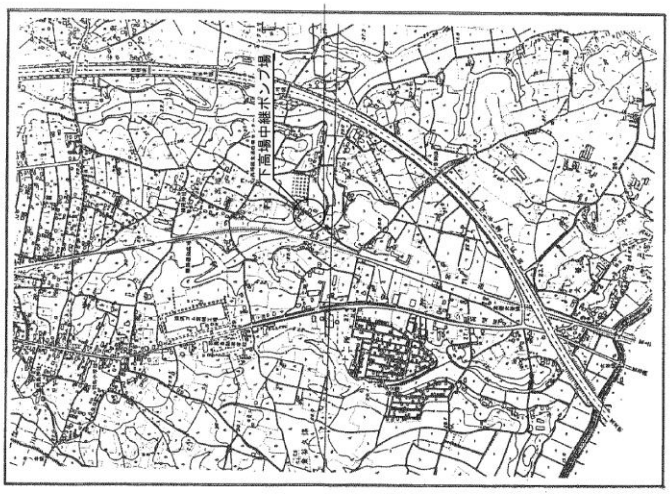
3. 中継ポンプ場

表 9　中継ポンプ場の概要

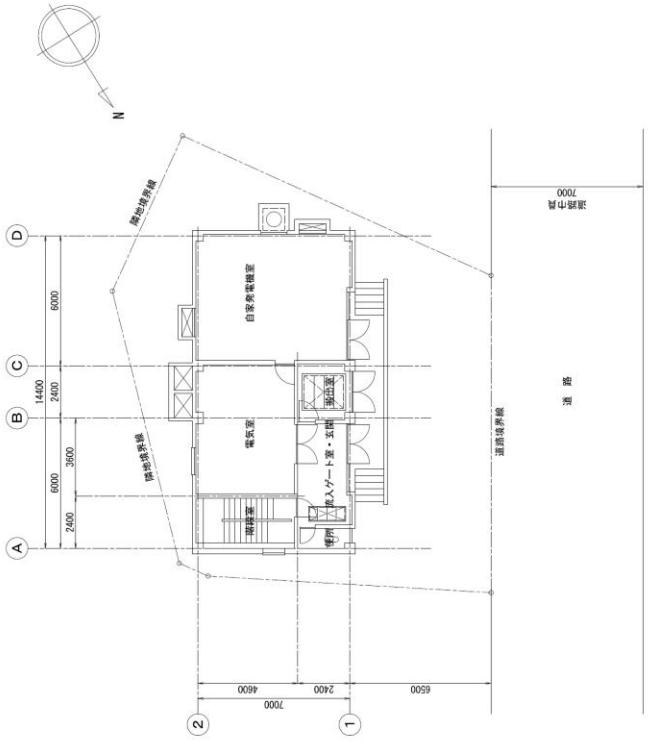
ポンプ場名	下高場中継ポンプ場	脇山中継ポンプ場
所在地	小美玉市羽鳥 1893-1	小美玉市羽鳥 2823
下水排除方式	分流式	分流式
供用開始年度	平成 6 年 4 月	平成 10 年 4 月
敷地面積	3.07 アール	3.43 アール
流入ゲート	1 基(電動鋳鉄製角型ゲート)	1 基(鋳鉄製ネジ式電動ゲート)
ポンプ井	1 槽(鉄筋コンクリート造)	1 槽(鉄筋コンクリート造)
汚水ポンプ	φ150×3.20m³/分×12m×15kW×2 台	φ150×2.13m³/分×9m×11kW×2 台
受変電設備	屋内自立閉鎖形	屋内鋼板製自立閉鎖形
自家発電設備	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機
脱臭設備	15m³/時×1 台(縦型活性炭吸着塔)	15m³/時×1 台(横型活性炭吸着塔)

※令和 7 年度時点の施設情報

全体配置図



附近見取図 (S=1/10,000)



配置図 (S=1/100)

図 4　下高場中継ポンプ場(全体配置図)

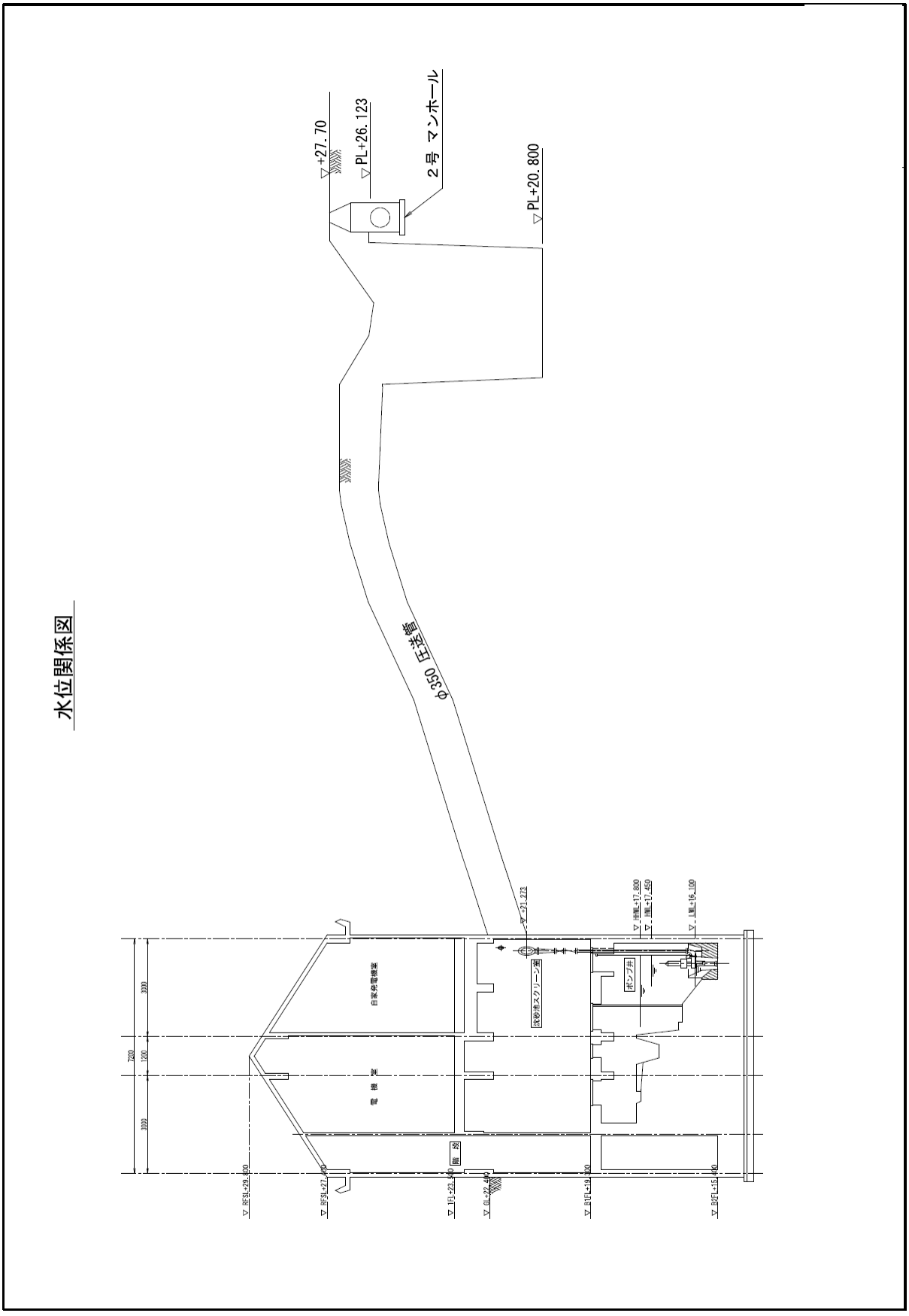


図 5　下高場中継ポンプ場(水位関係図)

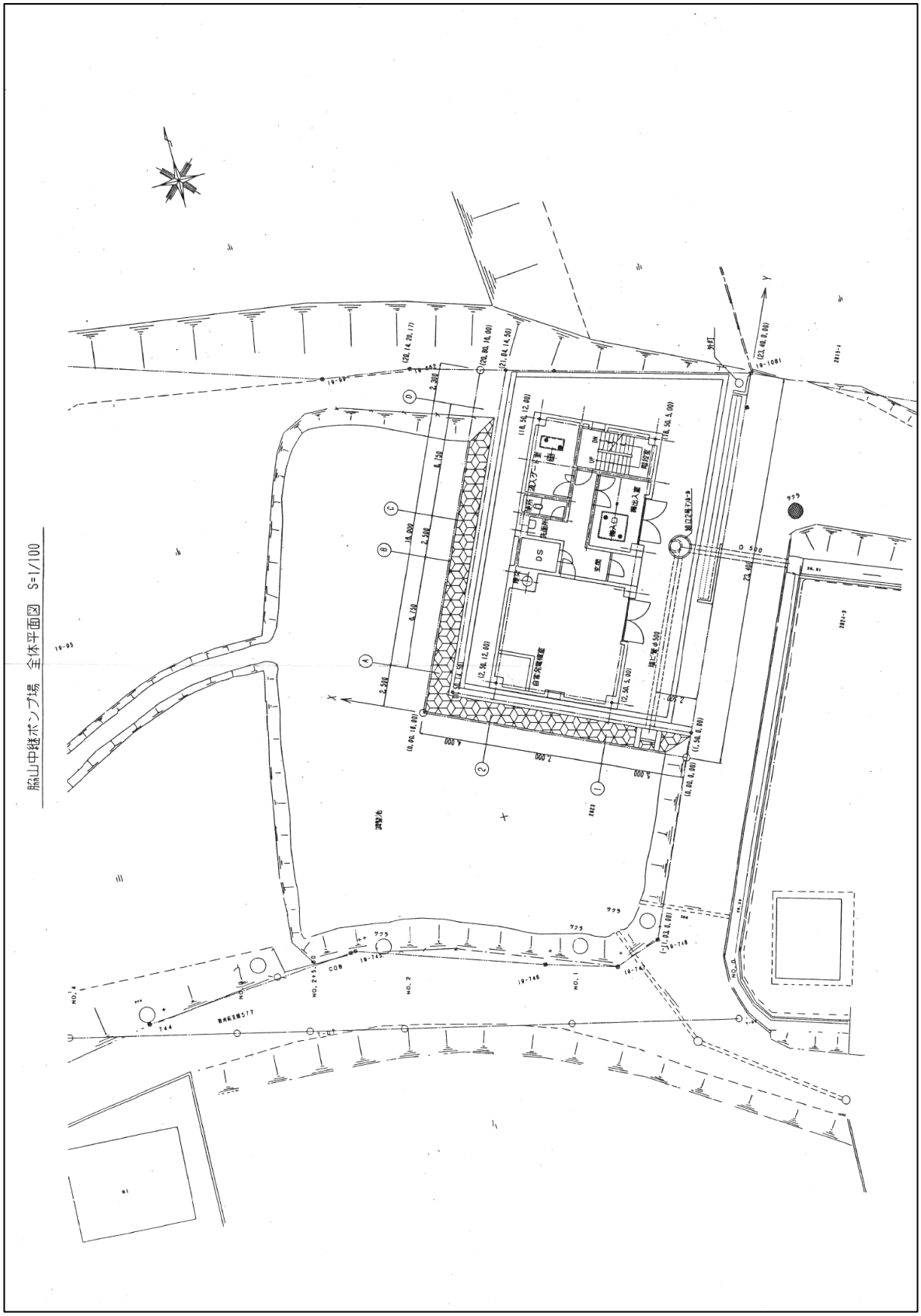


図 6　脇山中継ポンプ場(全体配置図)

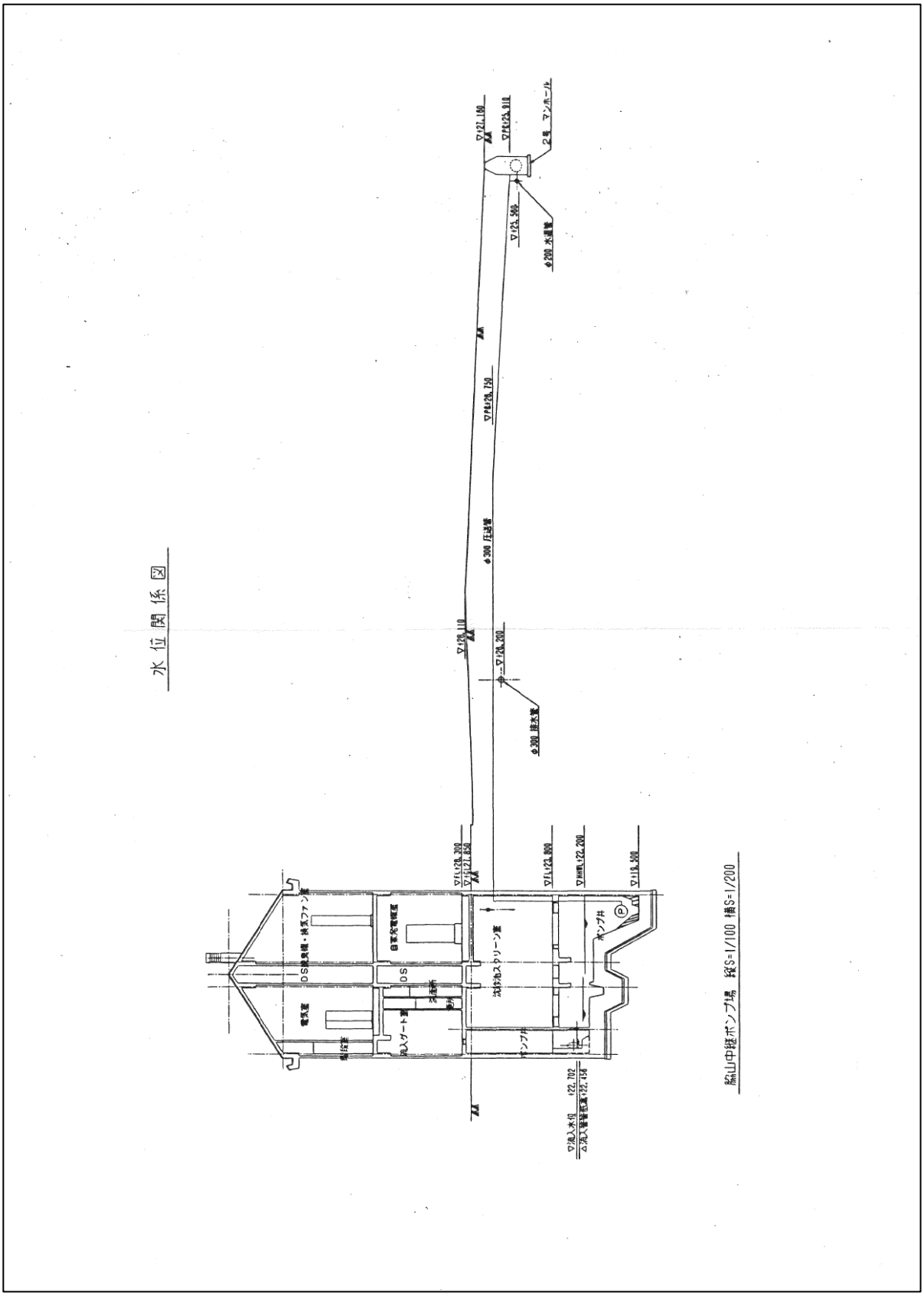


図７　脇山中継ポンプ場(水位関係図)

4. 流量計施設

表 10　流量計施設リスト

番号	施設名	仕様・台数	地区	所在地
1	美野里地区大谷流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	美野里地区	小美玉市大谷 1140-1
2	小川地区第 1 処理分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×2 台	小川地区	小美玉市川戸 644-2
3	小川地区第 2 処理分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	小川地区	小美玉市中延 631-1
4	小川地区第 3 処理分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	小川地区	小美玉市中延 2275
5	小川地区第 4 処理分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	小川地区	小美玉市中延 16-3
6	玉里地区第 2 処分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	玉里地区	小美玉市上玉里 2497-2
7	玉里地区第 3 処分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 3972-1
8	玉里地区第 4 処分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×2 台	玉里地区	小美玉市上玉里 1010-1
9	玉里地区第 5 処分区流量計施設（兼：高崎マンホールポンプ場）	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×2 台	玉里地区	小美玉市高崎 695-4
10	玉里地区第 6 処分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	玉里地区	小美玉市高崎 1663-4
11	玉里地区第 7 処分区流量計施設	Ｐ－Ｂフリューム式流量計×1 台	玉里地区	小美玉市高崎 1886-1

※令和 7 年度時点の施設情報

5. 水門機場（水門ゲート）

表 11　水門機場（水門ゲート）の概要

番号	施設名	仕様・台数	地区	所在地
1	園部川水門機場	自動開度計付水門ゲート×1 台	美野里地区	小美玉市小川 956 地先

※令和 7 年度時点の施設情報

別紙6　施設配置図

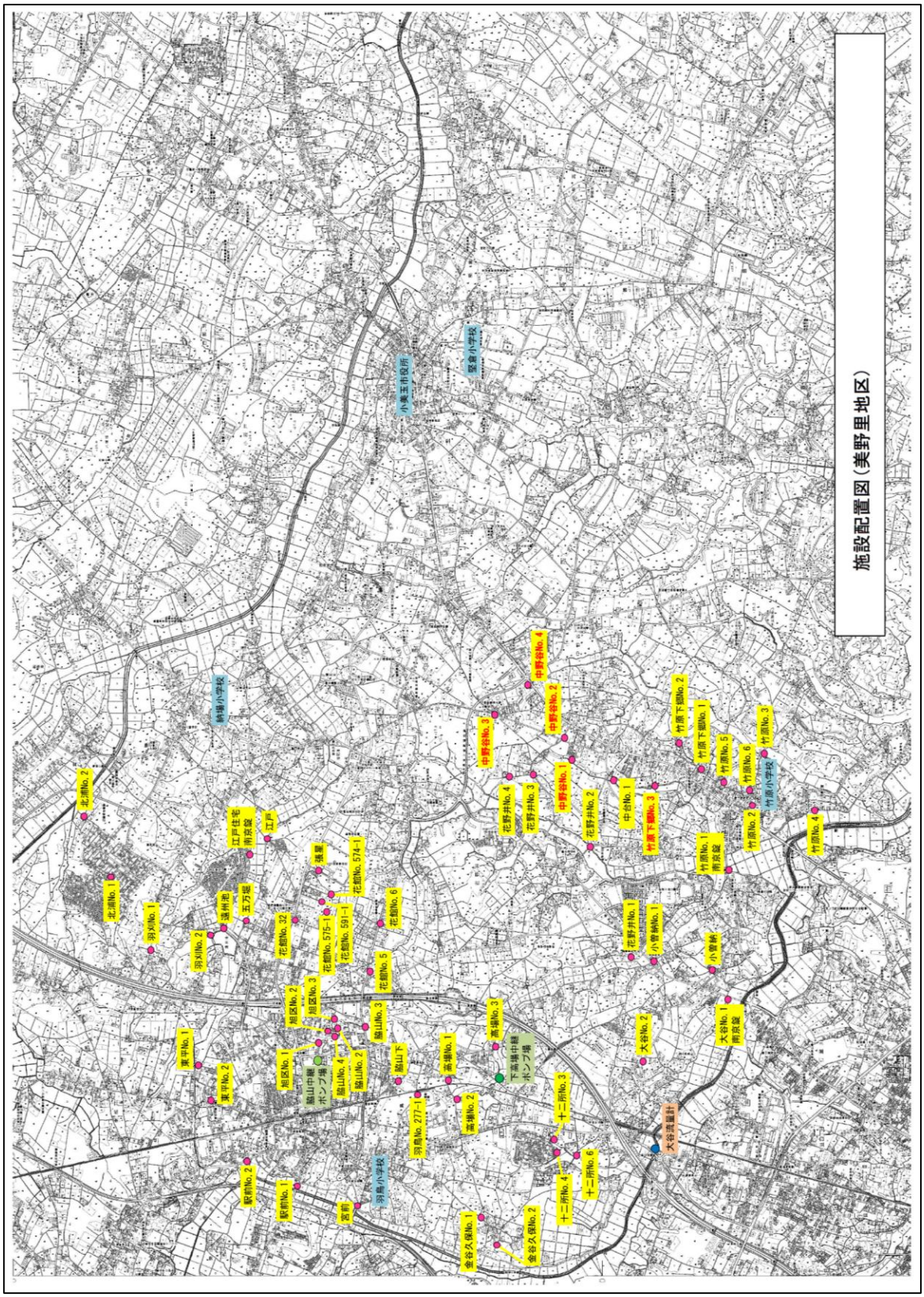


図 8　施設配置図(1)

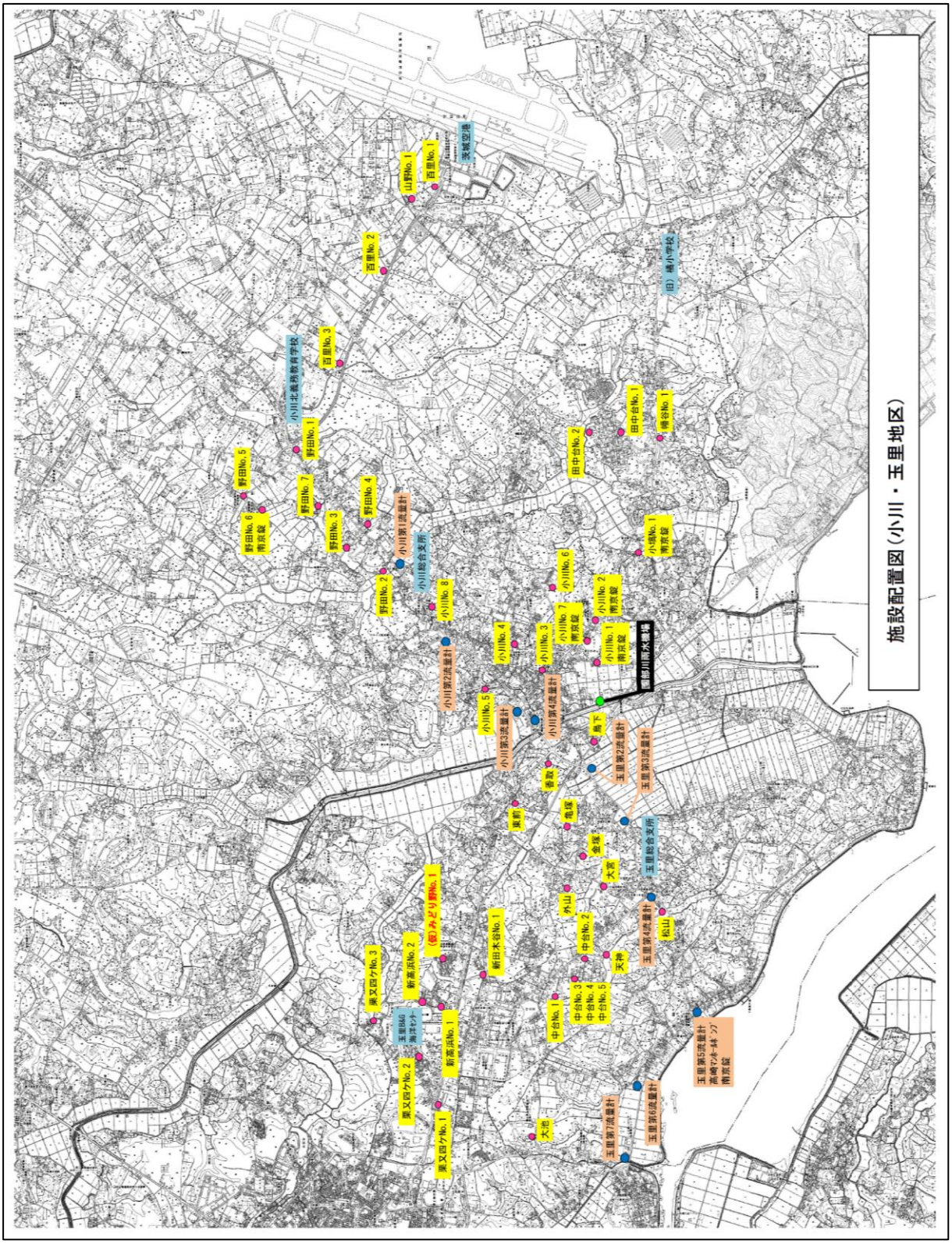

施設配置図（小川・玉里地区）
小川北義務教育学校
百里No. 1
百里No. 2
百里No. 3
山野No. 1
茨城空港
(旧) 橘小学校
田中台No. 1
田中台No. 2
博谷No. 1
小張No. 1 雨水貯留槽
野田No. 1
野田No. 2
野田No. 3
野田No. 4
野田No. 5
野田No. 6 雨水貯留槽
野田No. 7
小川第1流量計
小川総合支所
小川No. 8
小川No. 6
小川No. 7 雨水貯留槽
小川No. 2 雨水貯留槽
小川No. 1 雨水貯留槽
小川No. 4
小川No. 3
小川第2流量計
小川No. 5
小川第3流量計
小川第4流量計
鳥下
玉里第2流量計
玉里第3流量計
玉里総合支所
玉里第4流量計
玉里第5流量計 高崎ウォーターソフ 雨水貯留槽
玉里第6流量計
玉里第7流量計
大池
茨城県
東前
香取
竜塚
金塚
大窯
外山
中台No. 2
中台No. 3
中台No. 4
中台No. 5
天神
中台No. 1
松山
新田木谷No. 1
(仮)みどり野No. 1
新高浜No. 1
新高浜No. 2
玉里BAG 海浜センター
茨又四ヶ No. 1
茨又四ヶ No. 2
茨又四ヶ No. 3

図 8　施設配置図(2)

別紙7　小美玉市公共下水道全体計画図（汚水）

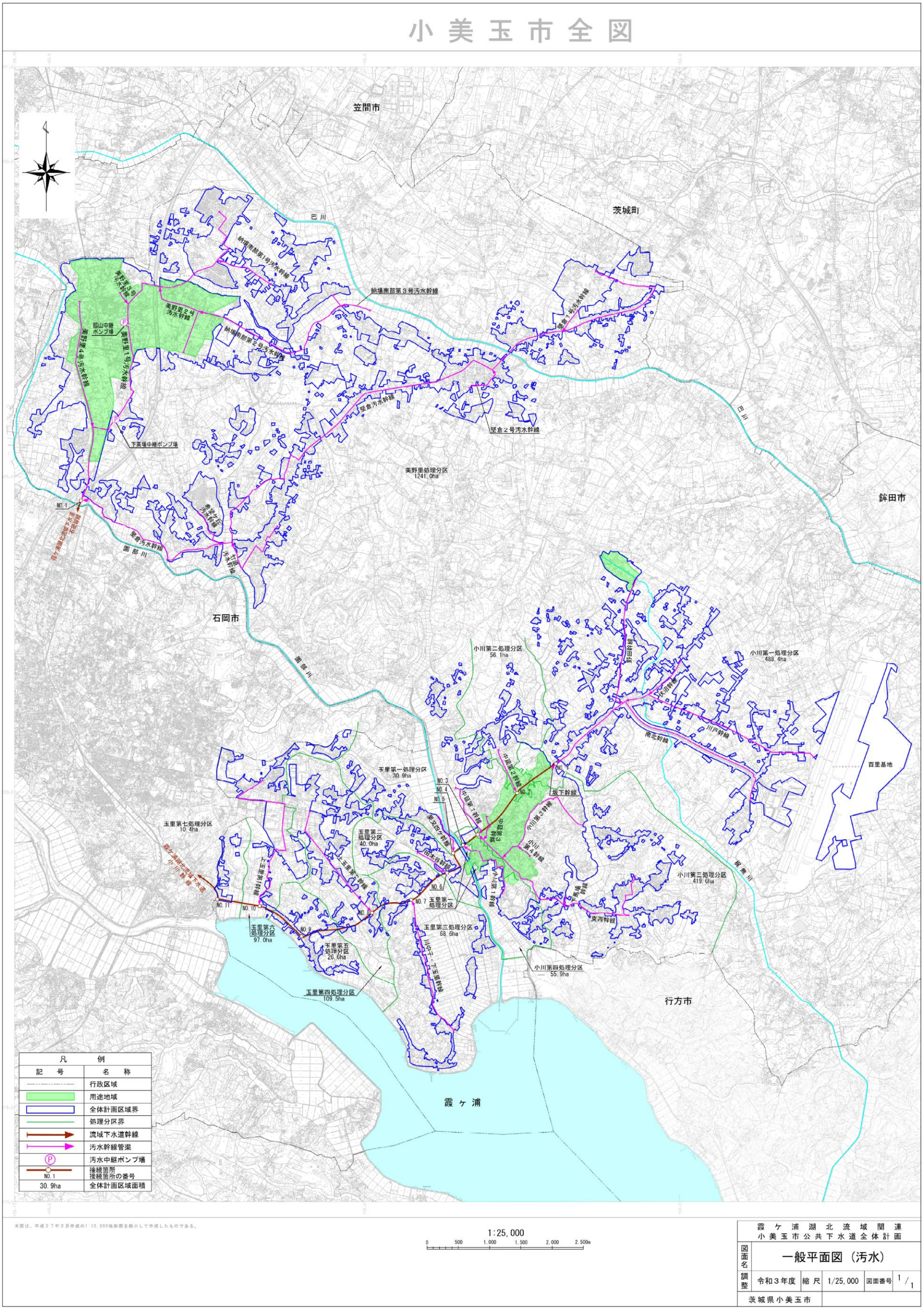


図９　小美玉市公共下水道全体計画図（汚水）